

令和4年度 第6回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年9月20日(火) 13時30分～14時10分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	佐々木元	○	
		次長	菅原正宏	○	
		主査	島原理絵	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第12号 現状変更届について

報告第13号 農地使用貸借の合意解約の届出について

議案第18号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和4年度第6回平泉町農業委員会総会を始めます。
本日の出席委員は7人全員ですので、会議は成立しています。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、1番委員、2番委員の両名を指名します。会議
書記には、事務局の菅原次長と島原主査をお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 佐々木局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長
説明願います。
- 佐々木局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について」、
事務局説明願います。
- 島原主査 (報告案件の朗読、説明)
- 議長 所有者死亡による相続4件と遺産分割による持分全部移転1件です。
- 議長 ただいまの「報告第11号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 暫時休憩します。(13:36)
- 議長 再開します。(13:37)
- 2番委員 遺産分割による持分全部移転について、詳細をお聞かせ願います。
- 島原主査 ■■■■■さんと■■■■■さんに、それぞれ1/2ずつ相続されたのですが、
両名とも遠方にいることから通作ができない状況です。また、対象の農地を貸借
及び売買するにも支障があることから、■■■■■さんが裁判所に調停を申
し立てて持分を全部移転することで合意されました。
- 議長 その他にございませんか。発言がないようですので、「報告第11号」を終わ
ります。
- 議長 次に、「報告第12号 現状変更届について」、事務局説明願います。
- 菅原次長 (提出議案の朗読、説明)
- 計画は、長島地区の畑1筆651㎡のうち146㎡、農業用施設としての農業
用倉庫の建設であるが、農地部分の現状変更に係る面積が200㎡以内でかつ農
業用施設の建設となることから現状変更届として取り扱いになります。
詳細は、自宅前の畑地の一部にカーポート素材で農機具収納庫を建設するもの
でございます。下地は砂利敷きの上からメッシュとセメントで施工するものです。
以上、現状変更の届出1件です。
- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を実施されました委員の方から

調査結果の報告並びに補足説明をお願いいたします。

6 番委員 9月14日に、1番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。番号2番の内容につきましては、資料及び事務局の説明のとおりであります。計画は、自宅前の農地にカーポート形状の農機具収納庫を建設したものでございます。現状変更により周辺農地に与える影響はないものと考えます。

議 長 ただいまの「報告第12号」について、発言のある方は挙手をお願いします。発言がないようですので、「報告第12号」を終わります。

議 長 次に、「報告第13号 農地使用貸借の合意解約の届出について」、事務局説明願います。

島原主査 (報告案件の朗読、説明)

所有権移転申請をするための合意解約1件です。

議 長 ただいまの「報告第13号」について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、「報告第13号」を終わります。

議 長 それでは議案審議に入ります。「議案第18号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。

議 長 それではここで、「農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定」により、次の案件に係る[]委員には一時退席をお願いします。

議 長 暫時休憩します。(13:46)

議 長 再開します。(13:47)

事務局より説明をお願いします。

菅原次長 No.40は、5年以上前から取付道路が崩れたことにより水稻の作付を行っていません。また、4年前から所有者が体調を崩したことにより保全管理を怠り、現況は柳が繁茂した原野となっております。以上について、農地所有者1名から非農地証明願が出されたもの1筆です。

議 長 それでは現地調査をした委員、6番委員。

6 番委員 9月14日に、1番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。No.40について、事務局の説明のとおり、既に進入口も崩れ雑木もあり原野化している状況で再生利用が困難と判断しました。また、非農地にしても周りに与える影響はないと考えます。

議 長 それでは、No.40について質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議 長 それでは採決を行います。No.40について、原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、可と決定します。

議 長 暫時休憩します。(13:50)

議 長 再開します。(13:51)

議 長 それでは、「議案第18号」No.41からNo.42について事務局説明をお願いします。

菅原次長 No.4 1 からNo.4 2 は、20 年以上耕作を行わず、庭に苗木を移植して庭園になっている状況です。以上について、農地所有者1 名から非農地証明願が出されたもの2 筆です。

議長 それでは現地調査をした委員、6 番委員。

6 番委員 9 月14 日に、1 番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。No.4 1 からNo.4 2 について、事務局の説明のとおり、居住者がいなく既に原野化している状況で再生利用が困難と判断しました。また、2 筆について、非農地にしても周りに与える影響はないと考えます。

議長 質疑に入ります。No.4 1 からNo.4 2 について質問等ございませんか。
(なし)

議長 それでは採決を行います。No.4 1 からNo.4 2 について原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

議長 次に、「議案第19 号 農地法第3 条の規定による許可申請について」、事務局説明願います。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)
賃貸借設定1 件で、農地法第3 条第2 項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、6 番委員。

6 番委員 9 月14 日に、1 番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。賃貸借5 については、貸受人が新規就農者で貸付人は義父にあたる関係性になります。いま現在、ハウス2 棟と水稻を作付けしていたことから、農地現況も良好で問題がないと思われま。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

議長 次に、「議案第20 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)
申請農地は、固定資産証明書から、昭和11 年より登記地目が畑になっている農地に倉庫を建築して利用していることから、既に農地性は失われていると思われま。20 年以上経過し、農地又は採草地として復旧が困難と認められることから、要件を満たしていると考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、6 番委員。

6 番委員 9 月14 日に、1 番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。所

有者が、20年以上農地を農地以外に利用してきたところを宅地登記にすることに、周りの農地に与える影響はないものと思われます。

議長 質問等ありませんか。
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

これをもちまして、令和4年度第6回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦勞様でした。

(14時10分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 ㊟

署名人 1番 千葉 三智枝 ㊟

署名人 2番 青木 慶 ㊟